



佐賀県子育て応援
キャラクターさがっぴい

佐賀県多胎家庭支援ヘルパー派遣事業のごあんない

子育てしずく
“さが”

多胎児を妊娠中の妊婦の方や、24か月以下の多胎児のお子さまを子育て中の御家庭の負担感を軽減するために、御自宅にヘルパーを派遣し、お手伝いをする事業です。

利用までの流れ

- ① お住まいの市町へ「ヘルパー派遣事業」の利用申請
- ② 利用券・管理票の受け取り
- ③ ヘルパー事業所(※1)へ電話連絡し、事前コーディネート(※2)の予約
- ④ 事前コーディネートの実施
- ⑤ 利用開始

※1 ヘルパー事業所の連絡先は、「事業者情報」をご確認ください。

※2 事前コーディネートとは、利用開始前に一度ヘルパー事業所と面談を行い、支援をしてほしい内容やスケジュールについて話し合うものです。

利用開始前にコーディネートを実施する必要があります。

利用券を受け取られたら早めにコーディネートまで済ませておきましょう。
なお、利用希望予定が未定でも事前コーディネートは可能です。

事業所情報

事業者名 社会福祉法人グリーンコープ 子育てサポートセンターwatage

連絡先 080-3483-2529

利用開始の際は、まずはこちらへご連絡ください

サービスの内容

支援内容 : 家事支援、外出支援、育児支援

※詳細は裏面の「できること・できないこと」をご確認ください。

利用時間 : 月曜日から土曜日 午前8時から午後6時まで（原則）

※祝祭日や年末年始を除く

利用対象者 : 佐賀県内にお住まいの方、または県内へ里帰りをしている方で、

(1)多胎児を妊娠されている妊婦の方

(2)出生日から24か月後の末日を経過しない多胎児を子育て中の家庭

利用上限 : ■合計96時間以内

■1回の時間単位は1時間以内とし、1日の利用回数は、原則、最大4回(4時間)まで

※管理票でヘルパーと一緒に回数を確認してください。(管理票はヘルパーが記入します。)



佐賀県多胎支援HP

利用にあたっての注意事項

(利用料金について)

- サービスの利用料は無料です。
- ただし、ヘルパーの交通費や駐車場料金が生じる場合は500円を上限に負担していただきます。
- また、ヘルパーに依頼した生活用品等の買い物等に係る費用も、負担していただきます。

(利用券と管理票について)

- 利用券・管理票は、ヘルパーが訪問した際に確認させていただきますので、紛失しないようにしてください。
- 利用券・管理票を紛失した場合は、佐賀県こども家庭課までご連絡ください。

(キャンセルについて)

- 事業者を利用の連絡をし、取り決めた日程を変更又は中止する場合は、該当利用日の前日の午後5時までに、委託事業者に連絡をしてください。
- 当日にキャンセルした場合や、連絡をせずに中止した場合は、利用券の利用回数からキャンセル分を差し引くこととなりますのでご注意ください。

佐賀県多胎家庭支援ヘルパー派遣事業のごあんない

《支援内容(できること・できないこと)》

家事支援	できること(例)	できないこと(例)
食事の準備・あと片付け	・簡単な調理 ・配膳、片付け、テーブル拭き ・哺乳びんの洗浄、消毒、あと片付け	・特別な手間をかけて作る料理 ・来客の対応(飲食や食事の手配)
衣類の洗濯・補修	・衣類の洗濯、干す、たたむ ・簡単な衣類の補修(ボタン付け等)	・家庭用の洗濯機で洗えない大きな物、特別な手間をかけて洗う洗濯 ・大量の洗濯、アイロン掛け
お部屋の掃除・整理整頓	・リビング、居間、台所、洗面所、玄関等の簡単な掃除 ・新聞、雑誌の簡単な片付け	・特別な手間をかけてする掃除(大掃除、床のワックス掛け、浴室、トイレ等) ・庭の掃除(剪定、草むしり等)
生活必需品の買い物	・近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材、日用品の買い物	・日用必需品以外の買い物(出産祝い品、大型の買い物、大量の買い物等)
その他必要な家事支援	・シーツ交換、布団干し	・ペットの世話 ・自動車の給油、洗車、清掃 ・銀行での振込み、預貯金の預け入れ、引き出し等 ・自営業等の仕事の手伝い

育児支援	できること(例)	できないこと(例)
おむつ交換・着替え	・おむつや衣類の交換 ・おむつの片づけ	・使用済みおむつの持ち帰り
授乳や離乳食の準備や介助 【保護者同室での実施】	・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、消毒、あと片付け ・離乳食の調理 ・授乳や離乳食の手伝い	・直接母乳を与えること ・ヘルパーが単独で授乳や食事を与えること
沐浴の介助 【保護者同室での実施】	・着替えの準備 ・ベビーバスの用意、あと片付け ・こどもの拭上げ、着替えの手伝い	・多胎児のおへその消毒 ・多胎児のつめ切り ・多胎児を浴槽に入れての入浴(介助は可) ・ヘルパーが単独で沐浴をすること
多胎児の見守り	・多胎児の見守り、寝かしつけ、あやし	・保護者が外出中の多胎児のお世話 ・家事支援中の多胎児のお世話(保護者が仮眠、片付けなどのために、多胎児のお世話をヘルパーに依頼した場合等は、ヘルパーは家事支援を並行してできない。)
きょうだい児の見守り	・居室内でのきょうだい児の遊び相手 ・多胎児やきょうだい児の見守り、寝かしつけ、あやし	・保護者が外出中のきょうだい児のお世話 ・家事支援中のきょうだい児のお世話(保護者が仮眠、片付けなどのために、きょうだい児のお世話をヘルパーに依頼した場合等は、ヘルパーは家事支援を並行してできません。)
その他育児に関する介助	適宜相談してください	・医療行為 ・こどもの送迎

外出支援	できること(例)	できないこと(例)
外出に係る支援	・外出前の準備支援 ・保護者同伴での外出支援(病院受診、健診、予防接種、近隣への買い物等の付き添い) ・帰宅後の支援(荷物を運ぶ、購入品等の整理、荷物を降ろす際等の子どもの見守り等)	・ヘルパーが運転する車に事業対象者やこども等を同乗させること ・保護者同伴なしでヘルパーとこどもで外出すること

《 お手続き等ご不明点の問合せ先 》

佐賀県こども家庭課 母子保健担当

電話:0952-25-7568 メール:kodomo-katei@pref.saga.lg.jp

お気軽にご相談ください！